

# 景観法に基づく届出のしおり



## CONTENTS

### 景観計画概要等

- P1 ■景観計画とは ■景観計画区域
- P2 ■良好な景観の形成に関する方針
- P4 ■届出から行為の着手までの手続き
- P5 ■届出書に添付する主な必要図書

### 建築物・工作物

- P6 ■届出の必要な行為
- P7 ■景観形成基準(景観形成重点地区以外)
- P9 ■眺望確保範囲等

### 開発行為等

- P13 ■届出の必要な行為・景観形成基準
- 景観重要公共施設における占用等の許可手続き

### 参考資料

- P14 ■色の「ものさし」～マンセル表色系～
- P15 ■鹿児島市景観計画、八重の棚田地区景観計画、喜入旧麓地区景観計画、慈眼寺公園周辺地区景観計画における色彩基準
- P17 ■磯地区景観計画、南洲門前通り地区景観計画、歴史と文化の道地区景観計画における色彩基準

## ■景観計画とは

良好な景観形成に向けて、景観法に基づき、区域や一定の行為(建築物の建築、工作物の建設、開発行為等)に関する届出の基準や景観形成基準等を定めるもの

## ■景観計画区域

鹿児島市では、全市域を景観計画区域とし、

- 市街地・台地ゾーン(市街化区域)
- 自然緑地ゾーン
- 桜島ゾーン

に分けて、景観形成基準を定めています。



また、ほかでは見られない本市特有の景観や、歴史的価値のある建造物などを含む数少ない景観を有する次の地区を「景観形成重点地区」として指定し、それぞれの地区の景観特性を踏まえた景観計画を策定しています。

- 八重の棚田地区(平成25年10月1日指定)
- 磯地区(平成26年4月1日指定)
- 南洲門前通り地区(平成29年4月1日指定)
- 喜入旧麓地区(平成30年3月1日指定)
- 歴史と文化の道地区(平成31年3月1日指定)
- 慈眼寺公園周辺地区(令和3年4月1日指定)

## ■良好な景観の形成に関する方針

景観形成の目標	景観形成の基本方針
1.個性ある骨格景観の形成により、鹿児島らしさを創りあげます。	(1) 骨格景観の要素を組み合わせ、観光振興にもつながる個性ある景観づくりを推進します。
2.地域のまちづくり計画等と連携し、地域の魅力を引き出す景観形成を推進します。	(2) 地域の顔づくりやまちなみの整備等、それぞれの特性に応じた景観形成を推進します。 (3) 誰もが安心して暮らせる景観づくりを推進します。
3.地域の景観資源を活用し、景観の魅力の向上を図ります。	(4) 豊かな自然や田園、貴重な歴史・文化資源を生かした景観形成を推進します。 (5) 道路や公園、眺望など地域を特徴づける景観資源を生かし、個性豊かな景観形成を推進します。
4.市民・事業者・行政が協働してみんなが誇れる景観形成を進めます。	(6) 良好な景観形成を進めるためのルールづくりを促進します。 (7) 景観形成に関する意識やモラルの向上を図ります。 (8) 市民参加の景観形成を推進します。

### 【景観形成重点地区以外のゾーンごとの景観形成方針】

市街地ゾーン	桜島・錦江湾と台地・山並みの連続性や周囲からの眺望に配慮した景観形成を図ります。 ・多様な都市機能の集積に対応した秩序ある景観の形成 ・海との近接性や台地からの眺望景観等に配慮した景観の形成
台地ゾーン	開発団地等の良好な住宅地景観を保全し、地域の特性にふさわしい個性ある景観を形成します。 ・良好な居住環境の保全・維持 ・団地相互からの眺望に配慮した台地上のまちなみの景観誘導
自然緑地ゾーン	市街地を取り囲む良好で特徴的な自然、田園の景観を保全します。 ・山並みを背景とする棚田や茶畑等、川沿いに広がる豊かで特徴的な田園景観の保全 ・集落地を取り囲む自然、田園環境と調和し共生する景観の形成
桜島ゾーン	桜島の有する良好な自然景観、錦江湾と一体となった眺望景観を保全します。 ・自然緑地の保全 ・錦江湾と一体となった桜島の眺望景観の保全 ・桜島の斜面緑地を阻害しないような建築物等によるまとまりのある景観の形成

【八重の棚田地区の景観形成方針】

景観形成の目標	景観形成の基本方針
山並みの豊かな緑に囲まれた棚田と市街地・桜島への眺望を一体として保全する景観づくりを進めます。	(1) 棚田の石積みの保全と活用 (2) 棚田を取り巻く自然環境の保全 (3) 眺望を守り、田園景観と調和する景観形成の誘導 (4) 美しい田園景観を保全するための農地、用排水路、農道、畦畔、有害鳥獣防止柵等の維持管理 (5) 棚田の保全・活用などによる耕作放棄地の発生防止 (6) 都市と農村の交流の活性化等による農地保全体制の強化

【磯地区の景観形成方針】

景観形成の目標	景観形成の基本方針
顕著な歴史的価値のある建造物と周辺の美しい自然、桜島等への眺望を一体的に保全し活用した景観づくりを進めます。	<b>仙巖園・異人館エリア</b> (1) 歴史的建造物と調和した景観形成の誘導 (2) 自然環境と調和した景観形成の誘導 (3) 魅力ある眺望の保全 (4) 協働による景観形成の推進  <b>磯街道エリア</b> (1) 地区の雰囲気と調和し、統一感のある景観形成の誘導 (2) 自然環境と調和した景観形成の誘導 (3) 魅力ある眺望の保全 (4) 協働による景観形成の推進

【南洲門前通り地区の景観形成方針】

景観形成の目標	景観形成の基本方針
かごしま発祥の地・上町の歴史的雰囲気を大事にした風格とまとまりのある景観づくりを進めます。	(1) 貴重な歴史的資源を生かした景観形成の誘導 (2) 観光振興にもつながる、協働による個性ある景観づくりの推進 (3) 魅力ある眺望の保全 (4) 協働による景観形成の推進

【喜入旧麓地区の景観形成方針】

景観形成の目標	景観形成の基本方針
給黎城の麓としての面影が残る武家門、水路などと自然や伝統的文化が一体となったまちなみを後世に伝える景観づくりを進めます。	(1) 歴史資源や自然環境と調和する景観形成の誘導 (2) 武家門、水路、生垣、石塀の保全と活用

【歴史と文化の道地区の景観形成方針】

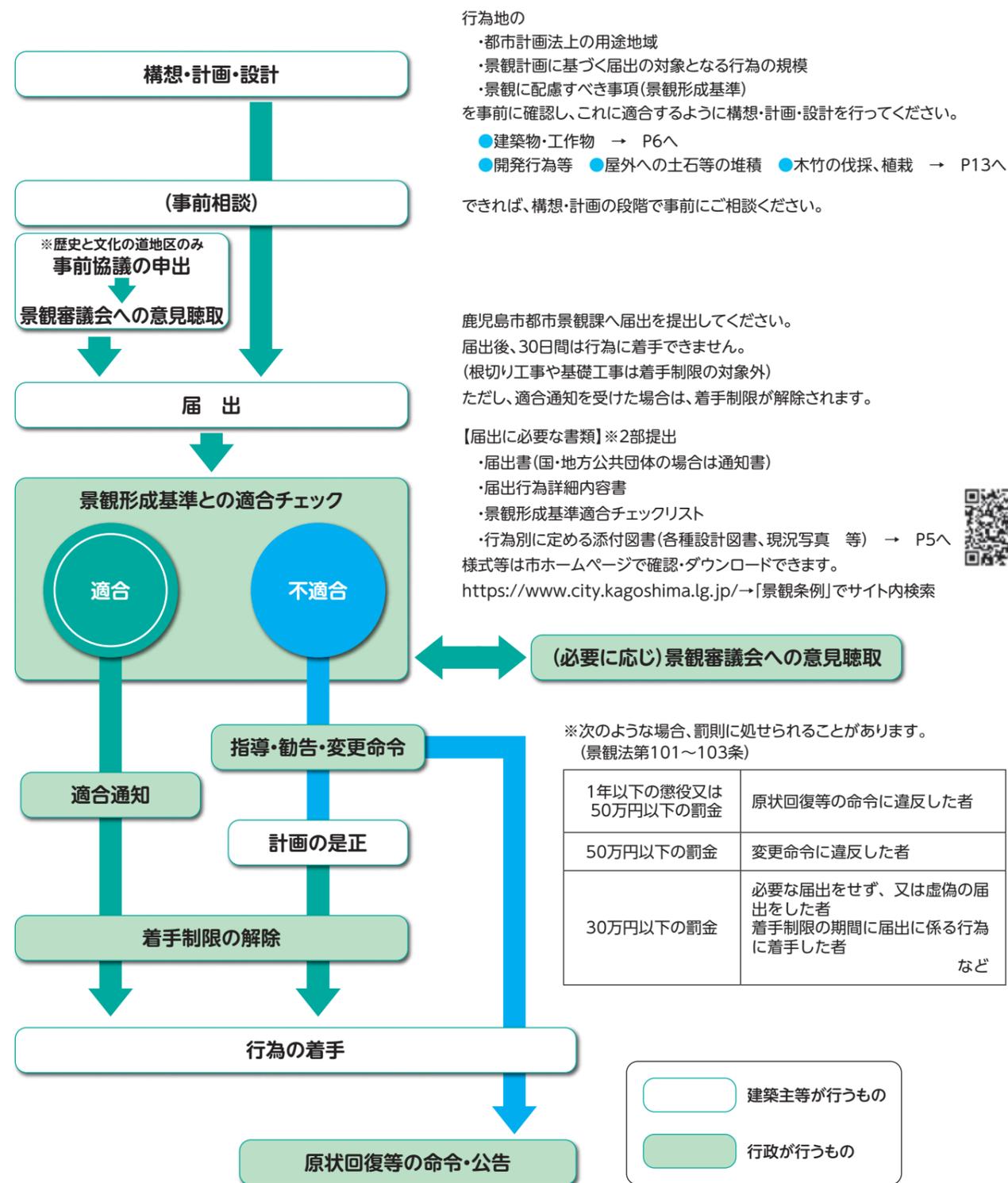
景観形成の目標	景観形成の基本方針
鹿児島城跡を中心に歴史資源を生かし、品格と統一感のある景観づくりを進めます。	(1) 歴史的建造物や石垣等の地区の雰囲気に調和し、統一感のある景観づくり (2) 魅力ある景観の保全 (3) 観光振興にもつながる、市民、事業者等が一体となった魅力ある景観づくりの推進 (4) 協働による、安心・安全で誇りを持てる景観づくりの推進

【慈眼寺公園周辺地区の景観形成方針】

景観形成の目標	景観形成の基本方針
慈眼寺公園を中心とした豊かな自然と周辺の歴史的雰囲気を守り、育てる景観づくりを進めます。	(1) 歴史的資源と調和した景観形成の誘導 (2) 自然環境と調和した景観形成の誘導 (3) 協働による景観形成の推進

■届出から行為の着手までの手続き

地域の景観に与える影響の大きい一定規模以上の建築物の建築等、工作物の建設等、開発行為等、屋外での土石等の堆積、木竹の伐採等については、行為に着手する30日以上前に届出が必要です。届出が必要となる行為の規模は、地域によって異なります。また、歴史と文化の道地区において一定規模以上の建築物の建築等を行う場合は、景観審議会の意見を求めますので、着手の120日前まで、かつ計画を変更できる時期に市に事前協議の申出を行ってください。



## ■届出書に添付する主な必要図書

前頁の行為別に定める添付図書は以下となります。

行為の種類	図書等		
	種類	明示事項	備考
1 建築物・工作物の新築(新設)、増築、改築、移転、外観の変更	付近見取図(1/2500以上)	① 縮尺、方位 ② 道路 ③ 目標地物	眺望確保範囲内は眺望確保範囲平面図に明示
	配置図(1/100以上)	① 縮尺、方位 ② 敷地境界線 ③ 道路	外壁位置不明は平面図添付
	立面図(2面、1/50以上)	① 縮尺、面方位 ② 寸法 ③ 素材 ④ 色彩	移転や外観の変更はカラー写真可
	現況写真(カラー)(敷地と周辺状況)	① 竣工後イメージ図表示(規模や周辺建物との関係性)	付近見取図等に撮影位置、撮影方向を明示
2 開発行為 3 土石・鉱石の採取 その他の土地の形質の変更	位置図(1/2500以上)	① 縮尺、方位 ② 道路 ③ 目標地物 ④ 行為位置	兼用可
	地形図(現況図)(1/2500以上)	① 縮尺、方位 ② 道路 ③ 行為区域	
	土地利用・造成計画平面図(1/2500以上)	① 縮尺、方位 ② 道路 ③ 行為区域 ④ 法面位置・規模	土地利用計画図と平面図の分割可
	縦横断面図(1/2500以上)	① 縮尺 ② 行為区域 ③ 高さ	位置、方向を土地利用計画図等に明示
	法面・擁壁断面図等(1/100以上)	① 縮尺 ② 寸法 ③ 構造等	法面処理工法(方法)の位置、種類、内容付記
	現況写真(カラー)(敷地と周辺状況)		地形図等に撮影位置、撮影方向を明示
4 木竹の植栽又は伐採	位置図(1/2500以上)	① 縮尺、方位 ② 道路 ③ 目標地物 ④ 行為区域	
	現況写真(カラー)(敷地と周辺状況)		地形図等に撮影位置、撮影方向を明示
5 屋外での土石、廃棄物、再生資源等の堆積	位置図(1/2500以上)	① 縮尺、方位 ② 道路 ③ 目標地物 ④ 行為区域	
	計画平面図(1/2500以上)	① 縮尺、方位 ② 道路 ③ 行為区域 ④ 主要部分高さ	堆積方法及び遮蔽物の位置、種類、規模付記
	現況写真(カラー)(敷地と周辺状況)		地形図等に撮影位置、撮影方向を明示

※「水面の埋立て又は干拓」「夜間における外観の照明」の行為等は、市ホームページをご参照下さい。  
表に掲げる縮尺の図面で表示できない場合は、当該規模に応じて適切な縮尺のものに替えることができます。

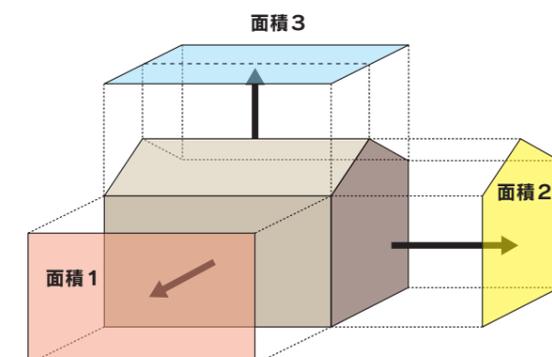
## ■届出の必要な行為(建築物・工作物)

景観形成重点地区以外の区域																			
建築物の新築、増築、改築、移転、修繕、模様替、色彩の変更	<p>次の①又は②に該当する建築物</p> <p>① 用途地域等ごとに下表に定める建築物</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>用途地域等</th> <th>建築物の高さ又は階数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 用途地域の指定のない都市計画区域 都市計画区域外</td> <td>軒の高さが7m超 又は 地階を除く階数が3以上</td> </tr> <tr> <td>第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 近隣商業地域 準工業地域</td> <td>高さが12m超 又は 地階を除く階数が4以上</td> </tr> <tr> <td>商業地域(容積率400%以下)</td> <td>高さが15m超 又は 地階を除く階数が5以上</td> </tr> <tr> <td>商業地域(容積率400%超) 工業地域 工業専用地域</td> <td>高さが20m超 又は 地階を除く階数が7以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>※眺望確保範囲においては「高さ」を「最高の高さ」と読み替える</p> <p>② 延べ面積が1,500㎡を超えるもの</p> <p>※次に該当するものは届出の対象外とします。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>行為</th> <th>届出の対象外となる規模</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>増築、改築</td> <td>その部分の床面積の合計が10㎡以下となるもの</td> </tr> <tr> <td>修繕、模様替</td> <td>過半に満たないもの</td> </tr> <tr> <td>色彩の変更</td> <td>各壁面の鉛直投影面積又は屋根面の水平投影面積の5分の1以下となるもの</td> </tr> </tbody> </table>	用途地域等	建築物の高さ又は階数	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 用途地域の指定のない都市計画区域 都市計画区域外	軒の高さが7m超 又は 地階を除く階数が3以上	第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 近隣商業地域 準工業地域	高さが12m超 又は 地階を除く階数が4以上	商業地域(容積率400%以下)	高さが15m超 又は 地階を除く階数が5以上	商業地域(容積率400%超) 工業地域 工業専用地域	高さが20m超 又は 地階を除く階数が7以上	行為	届出の対象外となる規模	増築、改築	その部分の床面積の合計が10㎡以下となるもの	修繕、模様替	過半に満たないもの	色彩の変更	各壁面の鉛直投影面積又は屋根面の水平投影面積の5分の1以下となるもの
	用途地域等	建築物の高さ又は階数																	
第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 用途地域の指定のない都市計画区域 都市計画区域外	軒の高さが7m超 又は 地階を除く階数が3以上																		
第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 近隣商業地域 準工業地域	高さが12m超 又は 地階を除く階数が4以上																		
商業地域(容積率400%以下)	高さが15m超 又は 地階を除く階数が5以上																		
商業地域(容積率400%超) 工業地域 工業専用地域	高さが20m超 又は 地階を除く階数が7以上																		
行為	届出の対象外となる規模																		
増築、改築	その部分の床面積の合計が10㎡以下となるもの																		
修繕、模様替	過半に満たないもの																		
色彩の変更	各壁面の鉛直投影面積又は屋根面の水平投影面積の5分の1以下となるもの																		
工作物の新設、増築、改築、移転、修繕、模様替、色彩の変更	<p>建築基準法施行令第138条の規定により指定されている工作物のうち、高さが10mを超えるもの</p> <p>※次に該当するものは届出の対象外とします。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>行為</th> <th>届出の対象外となる規模</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>増築、改築</td> <td>その部分の鉛直投影面積又は水平投影面積の合計が10㎡以下となるもの</td> </tr> <tr> <td>修繕、模様替</td> <td>過半に満たないもの</td> </tr> <tr> <td>色彩の変更</td> <td>鉛直投影面積又は水平投影面積の5分の1以下となるもの</td> </tr> </tbody> </table>	行為	届出の対象外となる規模	増築、改築	その部分の鉛直投影面積又は水平投影面積の合計が10㎡以下となるもの	修繕、模様替	過半に満たないもの	色彩の変更	鉛直投影面積又は水平投影面積の5分の1以下となるもの										
行為	届出の対象外となる規模																		
増築、改築	その部分の鉛直投影面積又は水平投影面積の合計が10㎡以下となるもの																		
修繕、模様替	過半に満たないもの																		
色彩の変更	鉛直投影面積又は水平投影面積の5分の1以下となるもの																		

※景観形成重点地区の届出対象は、各地区の景観計画をご参照下さい。(市ホームページにも掲載しております。)  
※屋外広告物については、景観法等に基づく届出は不要ですが、基本的には屋外広告物条例等に基づく許可等の申請が必要となります。

### 【鉛直投影面積・水平投影面積】

鉛直投影面積とは、下図の面積1や面積2のこと。  
水平投影面積とは、下図の面積3のこと。  
※ 見えない壁面についても同様に考えるものとします。

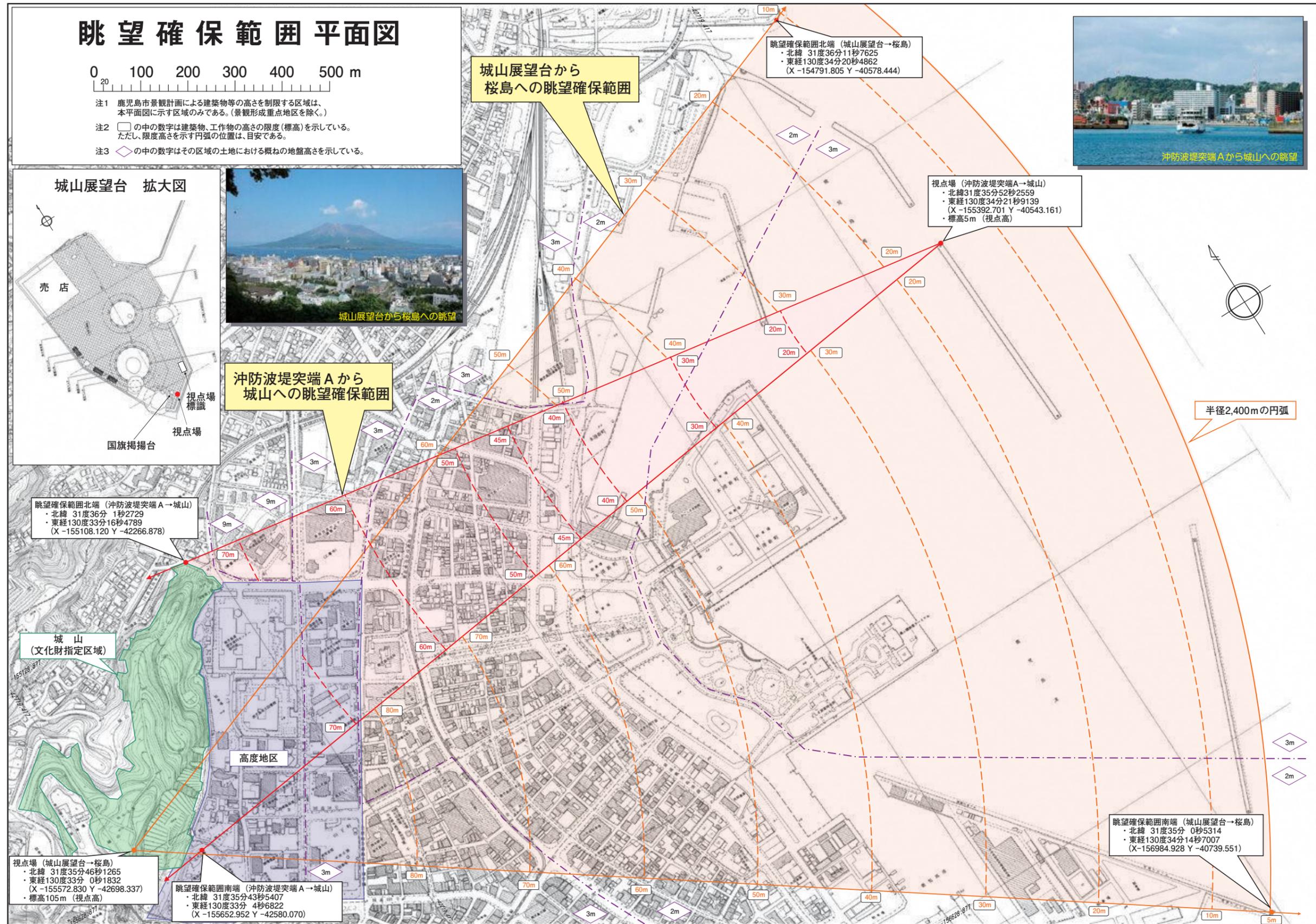


■景観形成基準(景観形成重点地区以外)

項目	市街地ゾーン・台地ゾーン(市街化区域内)	自然緑地ゾーン (市街地・台地・桜島の各ゾーン以外の区域)	桜島ゾーン(桜島支所・東桜島支所管内)
高さ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺のまちなみから突出しない高さとなるように配慮する。</li> <li>・背景となる山並みの稜線や斜面緑地帯を分断しない高さとする。</li> <li>・城山展望台など市が指定した視点場からの眺望確保範囲においては、建築物等の高さは基準線を越えないものとする。(P9～12参照。)ただし、市長が景観審議会の意見を聞き、眺望を阻害しないと認めるものは、この限りではない。</li> <li>・桜島や錦江湾上から見える地域においては、市街地への眺望や斜面緑地を阻害、分断しない高さとする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺の自然環境や田園景観と調和し、まとまりのある高さとなるように配慮する。</li> <li>・背景となる山並みの稜線を分断しない高さとする。</li> <li>・用途地域の指定のある区域においては、周辺のまちなみから突出しない高さとなるように配慮する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺の自然環境と調和し、まとまりのある高さとなるように配慮する。</li> </ul>
形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺のまちなみと調和し、まとまりのある形態・意匠、素材とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺の自然環境や田園景観と調和し、落ち着いたまとまりのある形態・意匠、素材とする。</li> <li>・用途地域の指定のある区域においては、周辺のまちなみと調和し、まとまりのある形態・意匠、素材とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺の自然環境と調和し、落ち着いたまとまりのある形態・意匠、素材とする。</li> <li>・錦江湾上から見える地域においては、周辺の自然環境と調和する形態・意匠、素材とする。</li> </ul>
壁面	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通りに接する壁面は、道路境界からの後退や接道部への植栽等によりゆとりのある空間の創出に努め、分節の度合いを工夫することにより圧迫感・威圧感を与えないようにする。</li> </ul>		
屋外設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋外階段は、建築物本体と調和を図るよう工夫する。</li> <li>・室外機や高架水槽等の建築設備は、道路など公共の場から見えにくい位置に設置する。やむを得ず設置する場合は、覆</li> <li>・配管やダクト等は、道路など公共の場から見える壁面に露出しないよう配慮する。やむを得ず露出する場合は、壁面と</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>うか色彩に配慮する。</li> <li>同一の色調とするなど目立たないようにする。</li> </ul>	
色彩 (壁面、屋根、屋上)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・マンセル値により色相OR～5Yは彩度4以下、その他の色相は彩度2以下とする。(屋外広告物については、屋外広告物法に基づき、次に該当するものは、この限りではない。</li> <li>①アクセント色として着色される部分(鉛直投影面積又は水平投影面積の5分の1まで)</li> <li>②表面に着色していない自然石、木材、土壁及びガラス等の素材本来が持つ色彩</li> <li>③航空法その他の法令に基づき設置するもの</li> <li>④市長が景観審議会の意見を聞き、次に該当すると認めるもの <ul style="list-style-type: none"> <li>・質の高いデザイン(色彩を含む)でランドマークとなる役割があり、良好な景観を形成するもの</li> <li>・植栽等で遮へいされており、景観を阻害しないもの など</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>物条例の基準を適用する。)</li> </ul>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>本計画の色彩基準は、日本工業規格(JIS)のZ8721に定める色相、明度及び彩度の三属性による色の表示方法(マンセル表色系)を用います。 ※P14～16参照</p> </div>
外構	<ul style="list-style-type: none"> <li>・駐車場、駐輪場、ごみ集積所等は、公共の場からできる限り見えにくいように設置する。やむを得ず設置する場合は、建築</li> <li>・道路など公共の場に接する場所に塀や柵等を設ける場合は、閉鎖的な塀・擁壁を避け、植栽、透過性のもの、自然素材の</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>物と同様の形態・意匠、素材による遮へいや周囲の緑化等を行う。</li> <li>もの等を用いる。</li> </ul>	
緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共の場から見える場所、特に道路など公共の場に接する場所ではできる限り緑化に努める。</li> <li>・城山展望台など市が指定した視点場からの眺望確保範囲(P9～11参照)においては、できる限り屋上緑化や敷地内緑化に努める。</li> </ul>		
夜間の特定照明	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺住民の生活環境への影響を考慮したものとする。</li> <li>・回転灯やサーチライト等の光の量が多く、動きのあるものはできる限り使用しない。</li> </ul>		

※景観形成重点地区の景観形成基準は、各地区の景観計画をご参照ください。(市ホームページにも掲載しております。)

眺望確保範囲等  
【眺望確保範囲平面図】



【桜島への眺望確保範囲】



◆景観形成基準の考え方

- ・眺望確保範囲における建築物、工作物の最高の高さは、できる限り現在見えている錦江湾を遮らないこととします。
- ・やむを得ない場合でも、基準線(「城山展望台の視点場から水平方向2,400mの地点における標高5mの点」と「城山展望台の視点場」を結ぶ直線)を越えないこととします。
- ※市長が景観審議会の意見を聞き、眺望を阻害しないと認めるものは、この限りではありません。

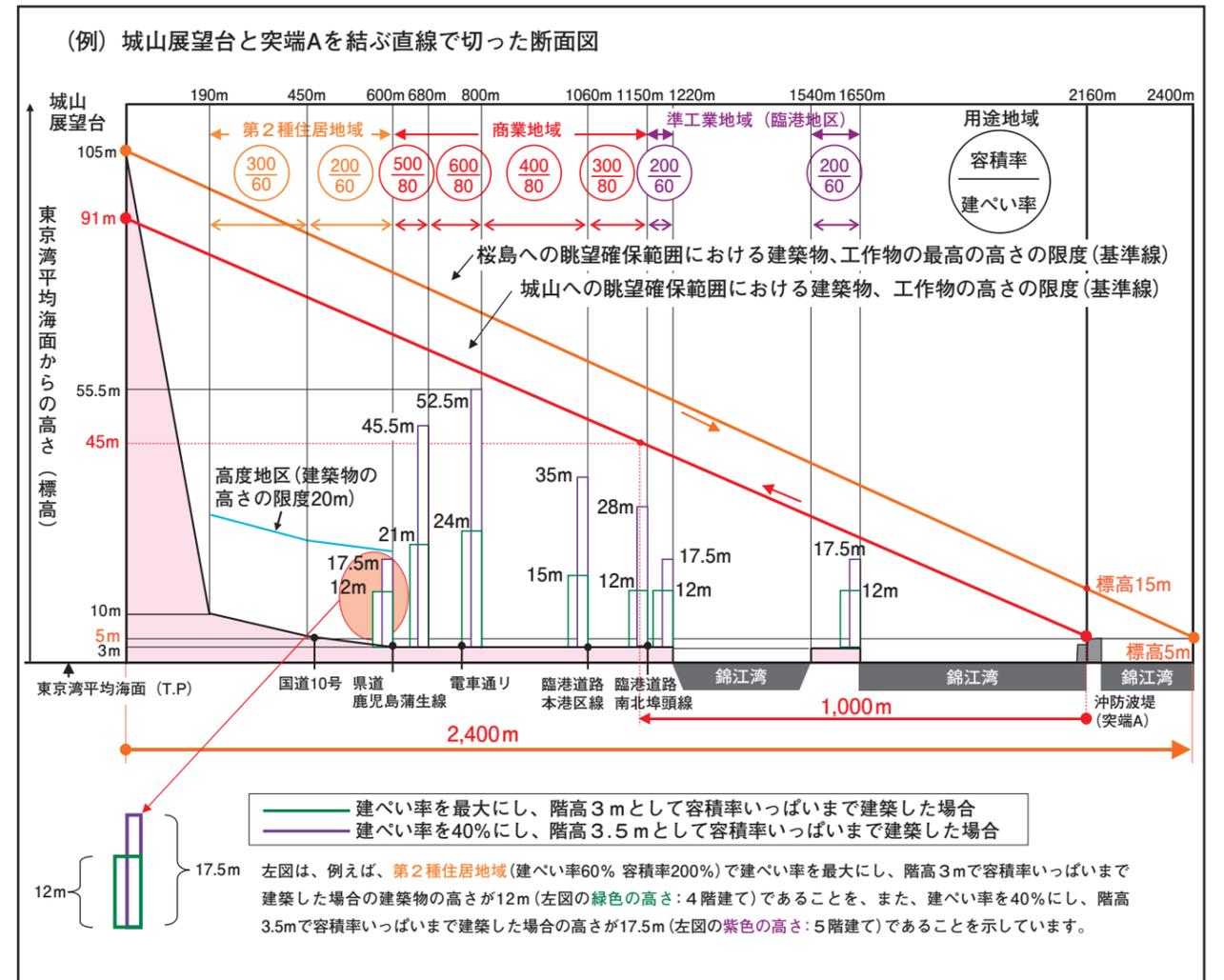
【城山への眺望確保範囲】



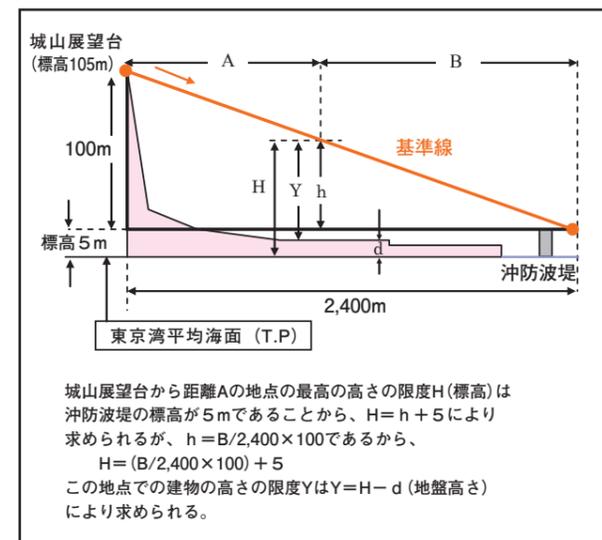
◆景観形成基準の考え方

- ・眺望確保範囲における建築物、工作物の高さは、できる限り現在見えている緑地を遮らないこととします。
- ・やむを得ない場合でも、基準線(「沖防波堤の突端Aから水平方向1,000mの地点における標高45mの点」を通る城山までの直線)を越えないこととします。
- ・建築物の高さに算入されない塔屋等は、背景の斜面緑地の稜線を越えない高さとしします。
- ※市長が景観審議会の意見を聞き、眺望を阻害しないと認めるときは、この限りではありません。

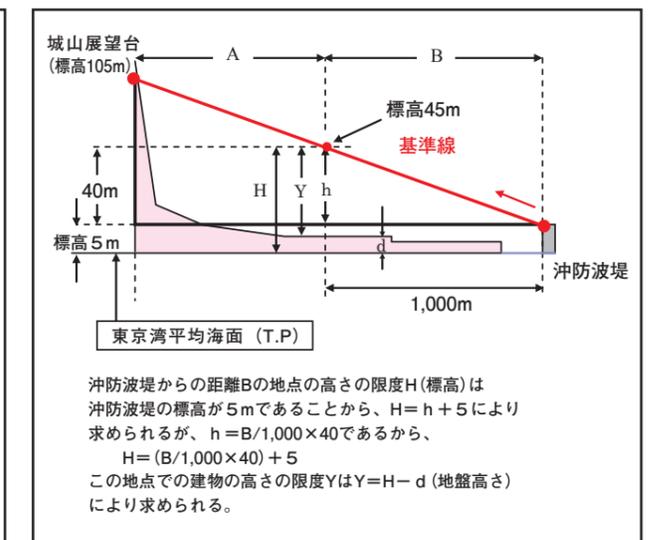
【城山展望台及び突端Aからの眺望確保範囲における建築物等の高さの限度(基準線)】



【参考】高さの限度の求め方(桜島への眺望確保範囲)  
P9~10 眺望確保範囲平面図に示す薄橙色の区域のみ



【参考】高さの限度の求め方(城山への眺望確保範囲)  
P9~10 眺望確保範囲平面図に示す薄赤色の区域のみ



今後ほかに視点場とする必要があると認められる場所があった場合は、景観条例の規定に基づき定めることとします。

## ■届出の必要な行為・景観形成基準(開発行為・土石の採取・土地の開墾・その他土地の形質の変更、屋外での土石等の堆積、木竹の伐採・植栽)

		景観形成重点地区以外の区域
開発行為・土石の採取・土地の開墾・その他土地の形質の変更	届出対象	3,000㎡超 又は 法面高5m超
	景観形成基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模な木竹の伐採はできる限り避け、行為の範囲は必要最小限とする。</li> <li>・行為の間や行為の後に地肌の露出が、道路など公共の場からできる限り目立たないように採取、掘採位置及び方法(植栽等)を工夫する。</li> <li>・法面はできる限り緩やかな勾配とし、緑化等により周辺の自然環境及びまちなみとの調和に配慮する。</li> <li>・市街地景観の背景となる斜面緑地については、周辺の植生に配慮して緑化に努める。</li> <li>・擁壁は素材、表面処理の工夫、前面緑化等により、周辺の自然環境及びまちなみとの調和に配慮する。</li> <li>・敷地内にある良好な樹木、水辺等の自然資源をできる限り保全し、生態系に配慮して活用するように努める。</li> <li>・水面の埋め立てにより生じる護岸等は、素材、形態の工夫等により、周辺の自然環境及びまちなみとの調和に配慮する。</li> </ul>
屋外での土石等の堆積	届出対象	堆積期間が6ヶ月を超えるもので、500㎡超又は高さ5m超
	景観形成基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・堆積物は道路など公共の場から見えなように配置を工夫するとともに、できる限り高さを抑える。</li> <li>・そのままでは道路など公共の場から見える場合は、植栽や圧迫感のない塀の設置等による修景を行う。</li> <li>・整然と集積・貯蔵し、敷地外に流出しないよう安全性にも配慮する。</li> </ul>
木竹の伐採・植栽	届出対象	3,000㎡超
	景観形成基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路など公共の場から見える場所の伐採はできる限り避け、やむを得ず伐採した場合はこれに代わる植栽を行う。</li> <li>・大規模な木竹の伐採はできる限り避ける。伐採の位置は、遠方からの眺望に配慮し道路など公共の場からできる限り見えな場所とする。やむを得ず見える場合は、その範囲を必要最小限とする。</li> <li>・伐採後は植栽に努め、その際は周辺の植生に配慮する。</li> <li>・地域を特色づけている樹木、生垣等は伐採しない。やむを得ず伐採しなければならない場合は、これに代わる植栽を行う。</li> </ul>

※ 景観形成重点地区の届出対象及び景観形成基準は、各地区の景観計画をご参照下さい。(市ホームページにも掲載しております。)

## ■景観重要公共施設における占用等の許可手続き

道路や河川、公園などの特定公共施設のうち、景観形成上重要なものを景観重要公共施設に指定し、「整備に関する事項」、「占用等の許可の基準」を定めています。占用等の許可を受ける場合は、公共施設管理者への許可申請前に、都市景観課での事前確認が必要となります。

(対象施設・許可基準等については、市ホームページをご覧ください。)



## ■色の「ものさし」～マンセル表色系～

マンセル表色系とは、日本工業規格(JIS)のZ8721に定める色の表示方法です。アメリカの画家A.H.マンセルが、1905年に考案した色の「ものさし」ともいえる尺度で、ひとつの色を「色相(いろあい)」「明度(あかるさ)」「彩度(あざやかさ)」という3つの属性の組みあわせによって表現します。これによって、赤や青、黄色などといった色名による表現よりも個人差のない正確な色を表現することができます。

- 【色の三属性】
- ① 色相 赤、黄、緑、青などの色あい
  - ② 明度 色の明るさの度合い
  - ③ 彩度 色のあざやかさの度合い

### ① 色相(Hue)

10種の基本色「赤(R)、黄赤(YR)、黄(Y)、黄緑(GY)、緑(G)、青緑(BG)、青(B)、青紫(PB)、紫(P)、赤紫(RP)」とその度合いを表す0から10までの数字を組み合わせ10Rや5Yなどのように表記します。似た色あいを順番に環状に並べた図を色相環(下図参照)といます。色味のない無彩色はN(ニュートラル)と表記します。

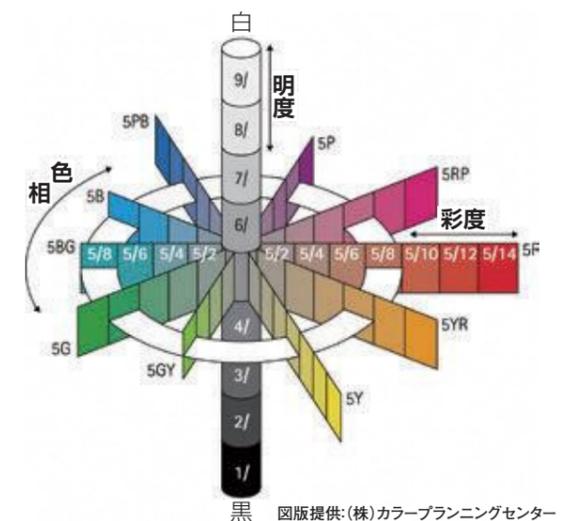
### ② 明度(Value)

明るさの度合いを0から10までの数値で表します。暗い色ほど数値が小さく、明るい色ほど数値が大きくなり10に近くなります。明るさが知覚的に等間隔になるように灰色を配置したものを明度の基準にしています。

### ③ 彩度(Chroma)

あざやかさの度合いを0から16程度までの数値で表します。穏やかな色ほど数値が小さく、白、黒、グレーといった無彩色の彩度は0になります。逆に鮮やかな色ほど数値が大きく、赤の原色の彩度は16程度です。各色相の中の最もあざやかな色への白・黒・灰色の混合量で彩度に違いが生じます。

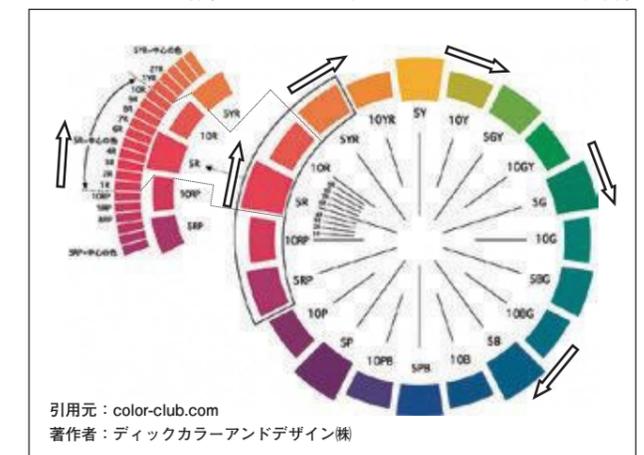
マンセル表色系のイメージ



### ※マンセル値

色相、明度、彩度の数値を用いて表記した色の値で、例えば、P22の右上図内「5R4/14」のように表記します。この場合「5アール、4の14」と読み、色相5R、明度4、彩度14を表します。また、無彩色の場合は、「N明度」と表記します。(例)N2、N7.5

マンセル色相環(20色相:主要10色相を2分割した場合)

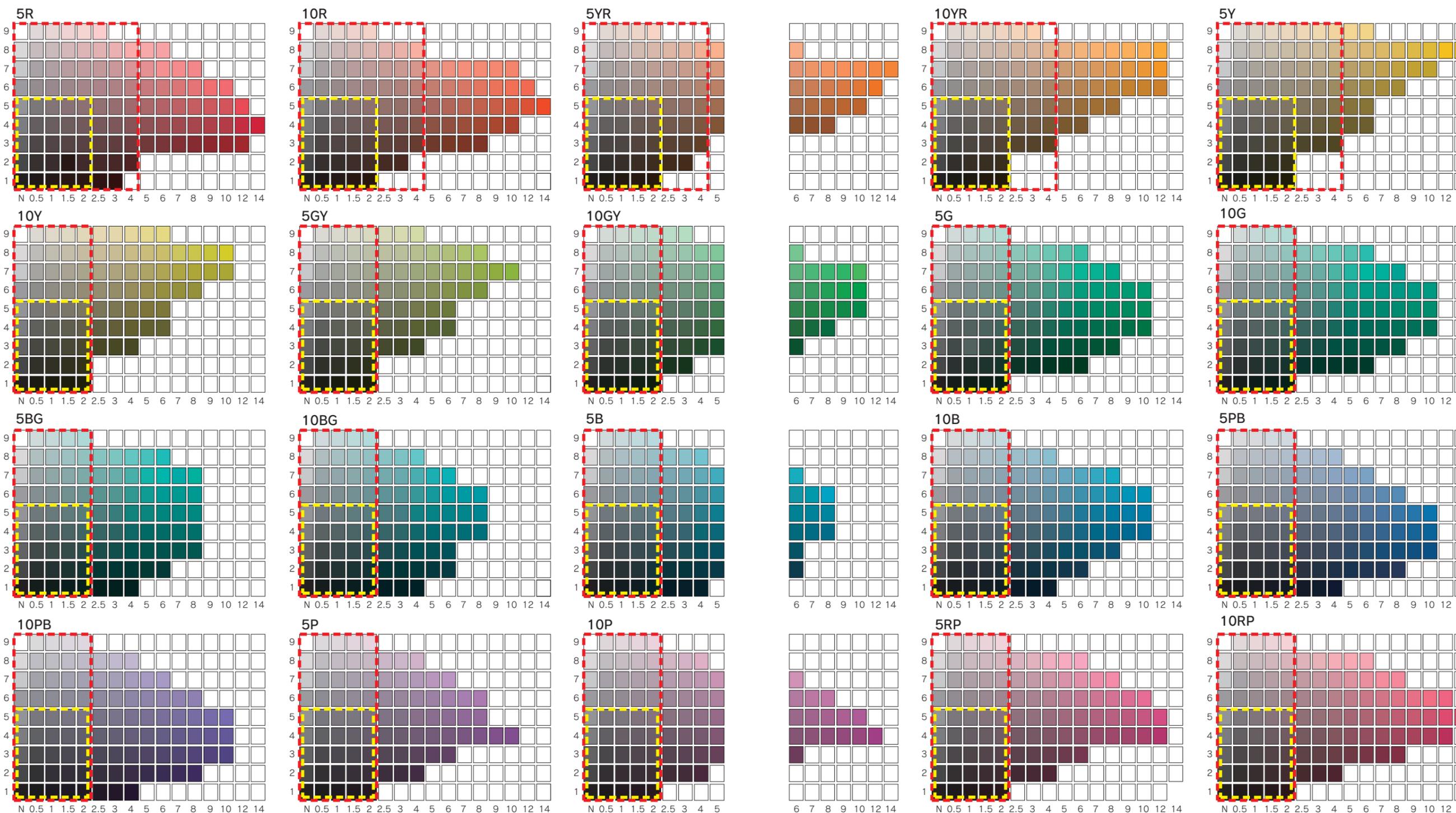


### 鹿児島市景観計画(景観形成重点地区を除く全市域)、八重の棚田地区景観計画、喜入旧麓地区景観計画、慈眼寺公園周辺地区景観計画における色彩基準

鹿児島市景観計画、八重の棚田地区景観計画、喜入旧麓地区景観計画、慈眼寺公園周辺地区景観計画では、「建築物」の壁面、屋根(屋上)及び「工作物」に使用できる基調色を次のとおりとしています。

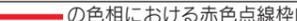
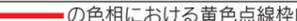
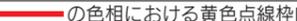
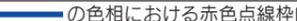
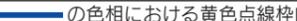
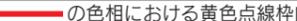
鹿児島市景観計画	建築物 工作物	マンセル値で色相OR~5Yは彩度4以下、その他の色相は彩度2以下(赤色点線枠内 - - - -)
八重の棚田地区景観計画	建築物	マンセル値ですべての色相において明度5以下、彩度2以下(黄色点線枠内 - - - -)
慈眼寺公園周辺地区景観計画	工作物	
喜入旧麓地区景観計画	建築物の壁面	マンセル値で色相OR~5Yは彩度4以下、その他の色相は彩度2以下(赤色点線枠内 - - - -)
	建築物の屋根・工作物	マンセル値ですべての色相において明度5以下、彩度2以下(黄色点線枠内 - - - -)

下図は主要20色相において使用できる色を参考として示しています。なお、ここに表現されている色は印刷によるものであり、正確なマンセル値とは異なるため、実際の色は色票などで確認してください。



## 磯地区景観計画、南洲門前通り地区景観計画、歴史と文化の道地区景観

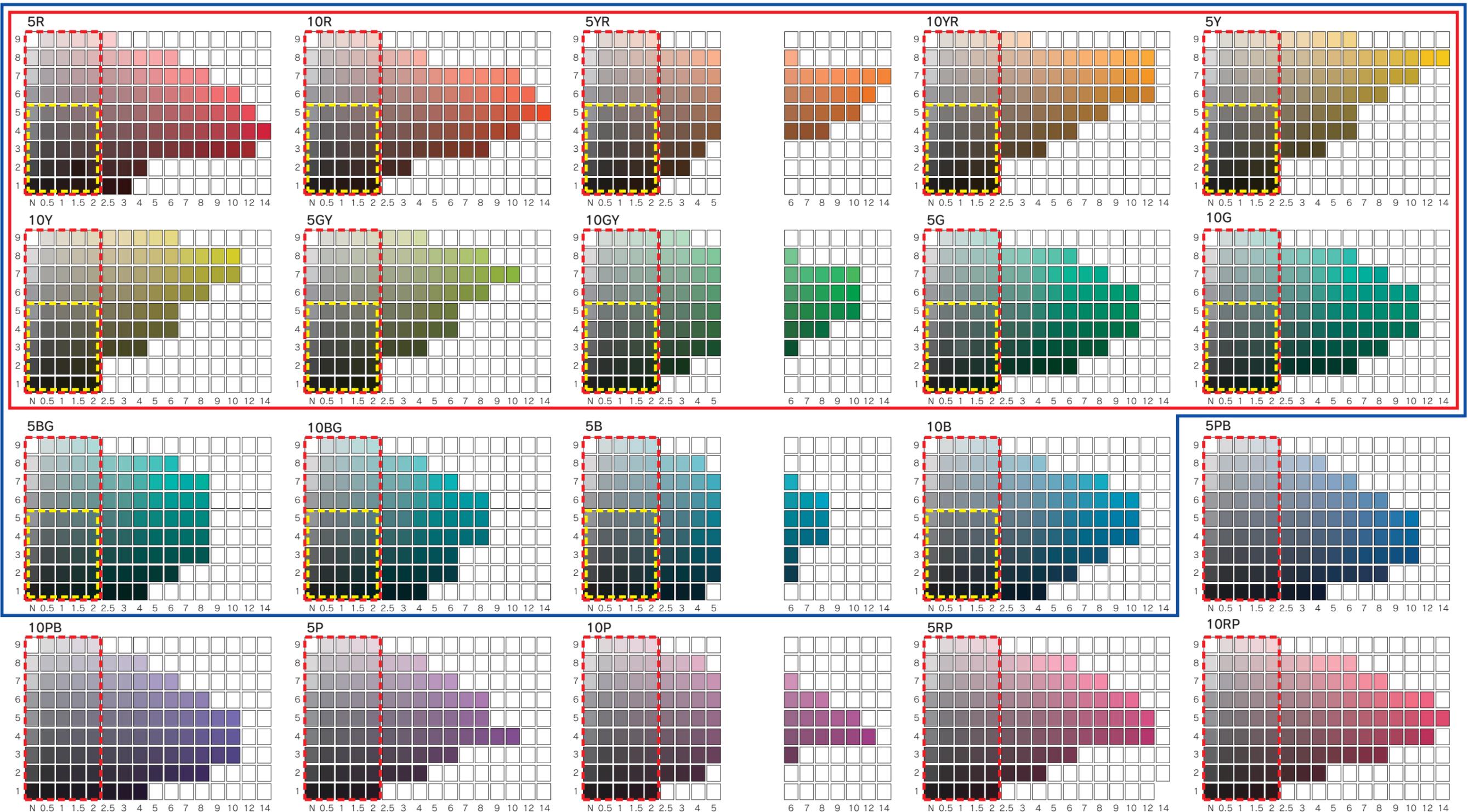
磯地区景観計画、南洲門前通り地区景観計画、歴史と文化の道地区では、「建築物」の壁面、屋根(屋上)及び「工作物」に

磯地区	仙巖園・異人館エリア	建築物の壁面	色相0R~10G、彩度2以下 (赤色実線枠内) 	の色相における赤色点線枠内 
		建築物の屋根	色相0R~10G、明度5以下、彩度2以下 (赤色実線枠内) 	の色相における黄色点線枠内 
		工作物	色相0R~10G、明度5以下、彩度2以下 (赤色実線枠内) 	の色相における黄色点線枠内 
	磯街道エリア	建築物の壁面	色相0R~10B、彩度2以下 (青色実線枠内) 	の色相における赤色点線枠内 
		建築物の屋根	色相0R~10B、明度5以下、彩度2以下 (青色実線枠内) 	の色相における黄色点線枠内 
		工作物	色相0R~10G、明度5以下、彩度2以下 (赤色実線枠内) 	の色相における黄色点線枠内 
南洲門前通り地区景観計画		建築物	マンセル値ですべての色相において彩度2以下 (---) 	歴史を象徴する まちなみ景観の継承に配慮する。
歴史と文化の道地区景観計画		工作物	※外壁については茶・ベージュ系の落ち着いた色彩等を基調とする。	歴史・文化を象徴 するまちなみ景観の継承に配慮する。

## 計画における色彩基準

使用できる色(基調色)の基準を以下のとおりとしています。

下図は主要20色相において使用できる色を参考として示しています。なお、ここに表現されている色は印刷によるものであり、正確なマンセル値とは異なるため、実際の色は色票などで確認してください。





景観法に基づく届出のしおり

〒892-8677 鹿児島市山下町11番1号  
鹿児島市 都市景観課

☎099-216-1425

✉toshikeikan@city.kagoshima.lg.jp

【平成26年3月初版発行】

【平成30年3月 改訂 】

【令和 2 年5月 改訂 】

【令和 5 年3月 改訂 】

リサイクル適性の表示：紙ヘリサイクル可